平成２５年（フ）第１７０号
宮城県名取市手倉田字八幡495番地の１　エトワール八幡101号
債務者　小野寺俊夫
１　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高橋善由記
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月20日午前10時40分
５　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５８０号
仙台市太白区西の平１丁目24番25号
債務者　小島　信一
１　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　植松　丈樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月17日午後２時
５　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第６０７号
熊本市西区二本木５丁目４番10号
債務者　徳守美智男
１　決定年月日時　平成25年10月18日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　榎　　崇文
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月17日午前11時40分
５　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１５２号
秋田市広面字樋ノ沖25番地１
債務者　髙橋　　務
１　決定年月日時　平成25年10月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　冨田　　大
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月23日午後２時15分
５　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３６号
兵庫県宝塚市小林４丁目７番83号　ジュネス小林201、前住所兵庫県宝塚市小林４丁目７番21号
債務者　姜喆洙こと　鳥山　聖児
１　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田村　昌之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月23日午前10時55分
５　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第３８０号
岡山市中区高屋464番地２
債務者　河本　靖子
１　決定年月日時　平成25年10月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森　　智幸
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月16日午前10時50分
５　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９８号
群馬県みどり市笠懸町西鹿田435番地１
債務者　周東　　実
１　決定年月日時　平成25年10月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　土坂　和也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月24日午後２時
５　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第７４８号
神戸市垂水区大町１丁目６番20―106号、従前の住所神戸市垂水区青山台５丁目２番30―407号
債務者　浜崎　甲介
１　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　須山幸一郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月22日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２９１号
函館市時任町３番10号
債務者　土岐　憲二
１　決定年月日時　平成25年10月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第３１６号
函館市日乃出町24番７号
債務者　野村　元紀
１　決定年月日時　平成25年10月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１１１１号
埼玉県川口市西川口６丁目５番24号　藤コーポ103号
債務者　住吉　正博
１　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２０２号
千葉県四街道市鷹の台２丁目５番６号　藤原方
債務者　松本　松雄
１　決定年月日時　平成25年10月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２０３号
千葉県四街道市鷹の台２丁目５番６号
債務者　松本　光代
１　決定年月日時　平成25年10月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２２４号
千葉県八街市八街は102―91、住民票上の住所千葉県八街市朝日227番地７
債務者　岩淵　祐子（旧姓丸山）
１　決定年月日時　平成25年10月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２４９号
千葉県八街市沖1077番地６
債務者　秋山　千春
１　決定年月日時　平成25年10月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１４３号
新潟県長岡市千場２丁目３番12―603号　サーパス千場603号室
債務者　荏原　　泉
１　決定年月日時　平成25年10月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第１５６号
新潟県長岡市蓮潟２丁目13番15号
債務者　金山　　考
１　決定年月日時　平成25年10月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係